

## 広島県がん対策推進条例(抜粋)

(がん対策推進計画)

- 第 21 条 県は、がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画(以下「がん対策推進計画」という。)を策定し、又は変更するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、あらかじめ、次条に規定する広島県がん対策推進委員会の意見を聴くものとする。
- 2 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第 3 章 広島県がん対策推進委員会

(広島県がん対策推進委員会)

- 第 22 条 がん対策に関し、次に掲げる事項について調査審議するため、知事の附属機関として、広島県がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- (1) がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

(委員会の組織及び運営)

- 第 23 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。
- 2 委員は、がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 広島県がん対策推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 広島県がん対策推進条例(平成27年広島県条例第2号。以下「条例」という。)第22条の規定により設置する広島県がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)について、条例第23条第5項の規定により、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、専門的に調査・協議する組織等の意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、広島県健康福祉局がん対策課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

## 広島県がん対策推進専門会議要領

(目的)

第1条 がん対策を総合的に推進し，県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため，がん予防・検診推進会議，情報提供・相談支援会議及び緩和ケア推進会議の3つの専門会議（以下「会議」という。）を開催する。

(役割)

第2条 会議においては，次の表に掲げる事項について意見聴取する。

会 議	検討事項
がん予防・検診推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・受動喫煙等のたばこ対策に関する施策</li><li>・肝炎ウイルス検査の受検率の向上を図るための施策</li><li>・適切な肝炎医療を提供する体制の整備に関する施策</li><li>・がん検診の精度管理に関する施策</li><li>・がん検診の受診率の向上を図るための施策</li><li>・その他がん予防・検診に関する必要な事項</li></ul>
情報提供・相談支援会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・がん患者や家族等の療養生活等の質の維持向上を推進するための施策</li><li>・がん患者・家族，がん経験者に対する相談支援等を推進するための施策</li><li>・がんに関する情報収集・提供，県民の理解促進を図るための施策</li><li>・その他がん患者や家族等の支援に関する必要な事項</li></ul>
緩和ケア推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・緩和ケアの地域連携推進に関する施策</li><li>・緩和ケアの提供促進及びその質の向上に関する施策</li><li>・その他緩和ケアの推進に必要な事項</li></ul>

2 広島県がん対策推進委員会から意見を求められた場合には，報告する。

(委員等)

第3条 会議の委員は，広島県がん対策推進委員会委員，県民，学識経験者，医療従事者並びに関係団体及び行政機関に属する者その他知事が適当と認める者とし，2年以内の期限を定めて知事が依頼する。

2 各会議に会長を1名置き，知事が指名する。

(運営)

第4条 議事運営は，会長が行う。

2 会議には委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか，会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は，平成27年8月27日から施行する。

2 広島県がん対策推進協議会要領は，廃止する。